

高取北・安西圏域内で 消費者被害が発生しました！

注意！

事例

A と名乗る男性が訪問し、下水のパイプクリーニングを行い、「他に悪いところはないか」と聞くため屋根裏防腐剤塗装、シロアリ消毒も行った。

（最初は A だけの訪問だったが、途中から 2 人作業員が来た）

施工費用として当日 75 万円請求された。

A が車で一緒に銀行に行き、100 万円引き出し、支払った。

（窓口には本人だけが行き、A は車で待っていた）

銀行員が、本人に「ちゃんとした会社か？」と確認するが、本人が「信頼している業者だから」と答えた。支払いを済ませ、業者はそのまま帰って行った。

翌日娘が本人宅を訪問。本人から昨日の話を聞き、施工箇所を確認するが施工はほとんどされていなかった。娘と本人はすぐに**広島県生活センターに相談し、クーリングオフ**の手続きを取り、75 万円を返金してもらった。

（事例の補足情報）

- ・返金手続きのため娘が業者と電話でやり取りをしていた際、電話口の男性はそれぞれ違う名前を名乗っていたが、声はみな同じ人物で 1 人 3 役を演じていた。
- ・以前から本人宅に同様の訪問や工事が繰り返されており、その都度高額の施工費用が請求されている。会社名や訪問した職員の名前は変わっているが、同一人物もしくは同じ系列会社の人物の可能性が高い。

- ・事前連絡なしの訪問販売や工事の依頼は一度家族に相談するなど、その場で契約、施工はしないようにしましょう。
- ・契約をしたあとでも、8 日以内であれば**クーリングオフ**が使えることがあります。

クーリングオフとは…？（裏面へ）→

クーリングオフとは…？

訪問販売や電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないもの**もあります。**

8 日間内適用

訪問販売
電話勧誘販売
訪問購入
特定継続的役務提供
(エステ、語学教室、
パソコン教室などの
継続的契約)

訪問の工事はこれにあたります

20 日間内適用

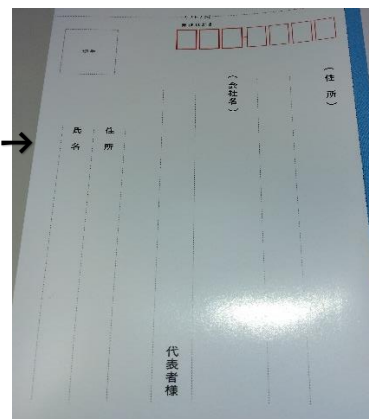
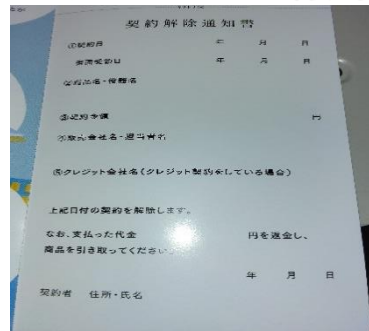
マルチ商法

内職商法

毛二夕一商法

**はがきを切り取り、必要事項を記入し、
両面をコピーしてから簡易書留または
特定記録郵便で出します。
クレジットカードを利用している場合、
クレジット会社にも通知します。**

クーリング・オフはがき(表・裏)



相談の窓口

消費者ホットライン

TEL 188 (いやや)
消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp>

広島市消費生活センター

TEL 082-225-3300

〒730-0011
広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階
開館時間 10:00~19:00 (休館日: 火曜日と12月29日~1月3日)

警察総合相談

TEL #9110
(携帯からでも可)

高取北・安西地域包括支援センター

TEL 082-878-9401
FAX 082-847-1475
安佐南区高取北1丁目17-41

※広島市の委託を受けた、65歳以上の方の福祉の相談窓口
です。秘密は守ります。
クーリングオフや広島市消費生活センターとの繋ぎ役になります。
お気軽にご相談下さい。

広島県生活センター(広島県環境県民局消費生活課)
Tel 082-223-6111
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
開館時間 9:00～17:00 (休館日:土日祝日、年末年始)

**業者とのやり取りが
難しい場合、
専門職が間に入り、
スムーズに話ができます。**